

事業者の皆さまへ

事業系廃棄物処理 ガイドライン

廃棄物の減量と
リサイクルに向けて



事業系廃棄物	P 1
事業系一般廃棄物	P 3
可燃ごみ	P 4
粗大ごみ	P 5
資源物	P 6

3Rの実践をお願いします	P 8
最上広域市町村圏事務組合による処理施設	P 9
注意事項	P 9
一般廃棄物収集運搬・処分業許可業者一覧	P10

新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進協議会

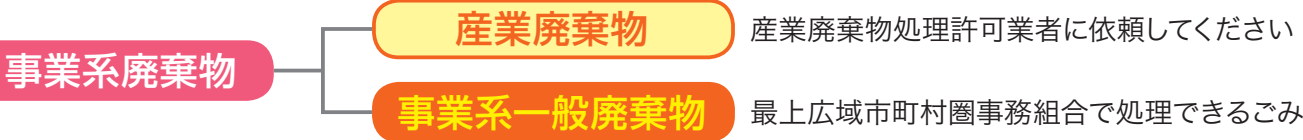
新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村・最上広域市町村圏事務組合・最上総合支庁

事業系廃棄物

事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物の全てを指します。

産業廃棄物と事業系一般廃棄物に大別され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で定められた20種類の廃棄物を「産業廃棄物」といい、それ以外の事業系廃棄物を「事業系一般廃棄物」といいます。

事業系廃棄物の体系



(1) 産業廃棄物

① 産業廃棄物の分類

産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次の20種類に分別されます。

産業廃棄物の種類			例
すべての業種に共通	1	燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら
	2	汚泥	工場排水処理や物の製造工程等から排出される泥状のもの
	3	廃油	潤滑油、洗浄用油等の不要となったもの
	4	廃酸	酸性の廃液
	5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等の合成高分子系化合物（発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装、ペットボトル含む）
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、アルミくず等
	9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（建設廃棄物 ^{※1} は「がれき類」、陶磁器くず
	10	鉱さい	スラグ、廃鋳物砂
	11	がれき類	建設廃棄物 ^{※1} のコンクリート破片、アスファルト破片等
	12	ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん
特定の業種によるもの	13	紙くず	建設業、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの
	14	木くず	建設業、木材製造業等の特定の業種から排出されるもの
	15	繊維くず	建設業、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの
	16	動植物性残さ	食料品製造業・医薬品製造業等の特定の業種から排出されるもの
	17	動物系固形不要物	と畜場などから発生した動物の残さ
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
	19	動物の死体	畜産農業から排出されるもの
	20	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固化化物等）	

※1：建設廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる廃棄物のことです。

② 産業廃棄物の処理委託方法

産業廃棄物の処理を委託するときは、特に次の3つのポイントに注意してください。

産業廃棄物処理委託の3ポイント

- ポイント1** 産業廃棄物処理業の「許可」を受けた事業者（以下「**産廃許可業者**」という。）に委託してください。委託する産業廃棄物の「種類」の許可がある産廃許可業者に委託してください。産業廃棄物収集運搬業者・処理業者は県HPに掲載されています。URL <http://www.pref.yamagata.jp/>
- ポイント2** 「**委託契約書**」を産廃許可業者と書面で締結してください。（5年間保存）産業廃棄物処理業の許可は「収集運搬業許可」と「処分業許可」があります。収集運搬と処分を異なる業者に委託するときは、別々に契約が必要です。
- ポイント3** 「**マニフェスト（産業廃棄物管理票）**」を交付してください。（5年間保存）

(2) 事業系一般廃棄物の処理

① 事業系一般廃棄物の処理委託方法

最上広域市町村圏事務組合の処理施設「エコプラザもがみ」、「リサイクルプラザもがみ」では、事業系一般廃棄物を受入れ、処理しています。各施設への搬入は、事業系一般廃棄物排出者自ら各処理施設に搬入するか、事業系一般廃棄物の収集運搬の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託してください。

- 事業系一般廃棄物は、事業者の自己処理責任に基づき処理することになっています。市町村では事業系廃棄物の収集を行っていませんので、ごみステーション（集積所）には出せません。
- ごみの分別を徹底してください。
- リサイクルできるものは、極力リサイクルしてください。
- 生ごみの水切りを徹底してください。



一般廃棄物収集の収集区域

最上広域市町村圏事務組合で処理できる事業系一般廃棄物

処理できる事業系一般廃棄物は、廃棄物処理法で定められた20種類の「**産業廃棄物**」以外のものです。

区 分	主 な 種 類	排 出 容 器
可燃ごみ※	厨芥類（生ごみ）、紙くず、木くず類、布くず類	透明
粗大ごみ※	家具類（木製）	

※特定の業種から排出されるものは産業廃棄物であり、組合施設に搬入できません。段ボール箱や紙袋に入れて出さないでください。

最上広域市町村圏事務組合で受入れできないもの

事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で定められた20種類の「**産業廃棄物**」に該当するものは、受入れできません。

種 類	例	処 理 方 法
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、プラスチックなど	長靴・パッキンなどのゴム類、針金・釘など金属類、ガラスコップなどのガラス類、ブロックなどのコンクリート類、茶碗などの陶磁器類、ペットボトル・ビニールシートなどのプラスチック類	産業廃棄物処理許可業者へ

事業者の責務

法律や条例により、事業者はすべての事業系廃棄物を事業者自らの責任において、適正に処理することが義務付けられています。また、廃棄物の処理を許可のないものに委託すると、廃棄物を排出する事業者も罰せられる場合があります。

② 事業系一般廃棄物の自己搬入

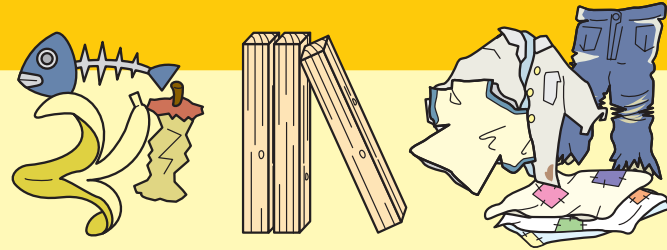
事業系一般廃棄物を処理施設・一般廃棄物処分業許可業者等に排出事業者が直接持ち込むことを自己搬入といいます。

最上広域市町村圏事務組合の処理施設・一般廃棄物処分業許可業者ともに、自己搬入の条件（受け入れ可否も含まれます。）がありますので、自己搬入する場合や軽トラック1台分を超えるような大型・多量のものを搬入する場合は、事前に電話等で最上広域市町村圏事務組合の処理施設にお問い合わせください。

事業系一般廃棄物

最上広域市町村圏事務組合では、事業系一般廃棄物を処理することができます。事業系一般廃棄物を排出するときは、排出する事業場を収集区域とする許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、最上広域市町村圏事務組合の処理施設へ自己搬入してください。(P9参照) また、原則として分別して透明な袋に入れて排出してください。(最上町・大蔵村・鮭川村は、指定された事業系燃やせるごみ袋を使用してください。)

可燃ごみ

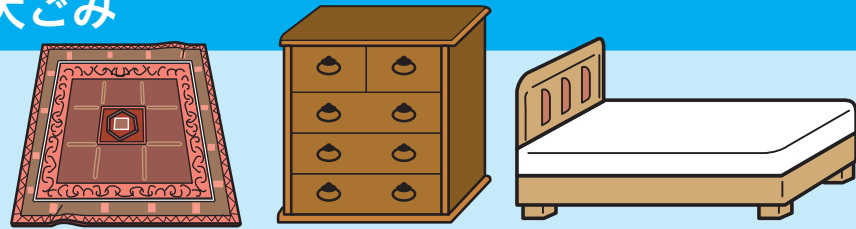


最上広域市町村圏事務組合で焼却処理できる事業系一般廃棄物
リサイクルできない紙類、布類等

事業活動に伴う廃プラスチック類、ペットボトルは「産業廃棄物(P1参照)として分別し、適正処理の徹底、及びリサイクルを推進(P6～8参照)」してください。



粗大ごみ



最上広域市町村圏事務組合で破碎処理できる事業系一般廃棄物
木製家具・カーペット等の布製品・革製のソファ等

事業活動に伴うガラス・コンクリート・陶磁器くず、金属くず等は産業廃棄物(P5参照)として適正に処理してください。



資源物



リサイクルできる事業系資源物 ガラスびん・缶・古紙等
P6以外のものは資源物と混ぜないように注意してください。



可燃ごみ (エコプラザもがみで焼却処理できる事業系一般廃棄物)

① 種類

リサイクルできない紙類
(汚れた紙、ティッシュペーパー、臭いのついた紙、ワックス加工した紙、油紙、感熱紙、アルミ加工紙、ビニールでコーティングされているもの、防水加工紙、圧着はがき、カーボン紙、アイロンプリント紙、写真、切符、ロウ付き段ボール)

布類
(軍手、雑巾、タオル等)

皮革類
(革製ベルト、皮手袋等)

食品系廃棄物
(生ごみ、お茶ガラ等)
【できるだけリサイクルしてください。】
リサイクル方法はP7をご覧ください。

木くず類
(枝葉、割り箸等)
【できるだけリサイクルしてください。】
リサイクル方法はP7をご覧ください。

その他の可燃ごみ
(掃除機のごみ等)

食品トレー、ペットボトルは可燃ごみに混入しないでください！

② 出し方

- 透明な袋に入れてください。(最上町・大蔵村・鮭川村は、指定された事業系燃やせるごみ袋を使用してください。)
- 木くず類は長さ70cm、直径15cm以内に切って出してください。
- 水分はできるだけ除いてください。
- 金属製のファスナーや金属類はなるべく取り除いてください。

③ 不適切な出し方の事例

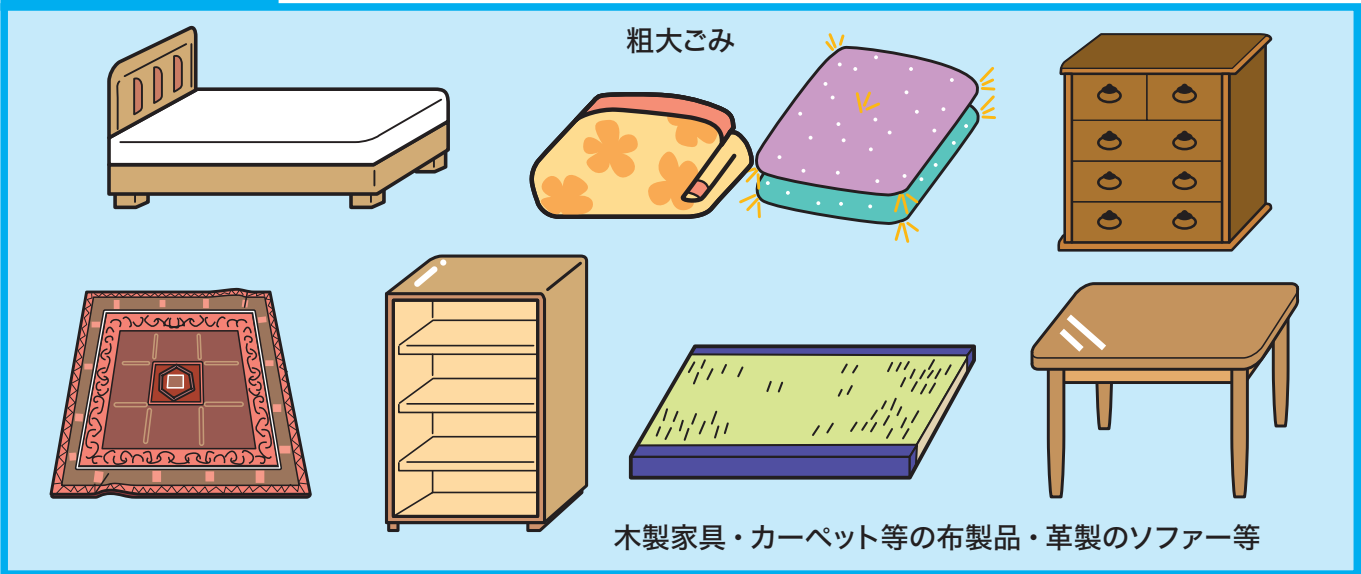
- 段ボールや紙袋に入れて出さないでください。
- 段ボール、雑紙などの古紙は資源物ですので、ごみとは分けてリサイクルしてください。

※段ボールや紙袋に入れることで中身が見えないことから回収作業員に危険が及ぶ場合があります。安全な回収にご協力ください。



粗大ごみ（リサイクルプラザもがみで破碎処理できる事業系一般廃棄物）

① 種類



② 出し方

リサイクルプラザもがみへ自己搬入される場合で、軽トラック1台分を超えるような大型・多量なものは、事前に電話等でリサイクルプラザもがみにお問い合わせください。
なお、P1の産業廃棄物の分類表に該当するものは一切受け入れできません。

③ 不適切な出し方の事例

- きちんと分別して出してください。
- 資源物になるものは、ごみと分け資源化に努めてください。
資源物はP6に掲載しています。

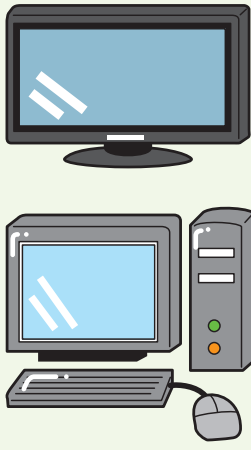
※①の種類を守って出してください。守られていない場合、受け入れできません。



個別リサイクル法によるリサイクル対象品は受入できません

- 家電4品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機）
「家電リサイクル法」では、メーカーにはリサイクルの義務、小売業者（古物商を含む）には廃家電をメーカーに引き渡す義務、排出者にはリサイクル料金を負担するという役割があります。
参考：一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
<http://www.rkc.aeha.or.jp/>
- パソコン（デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン）
「資源有効利用促進法」により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられ、法律に基づいた回収・リサイクルが行われます。
参考：一般財団法人 パソコン3R推進協会 <http://www.pc3r.jp/>

〔処理方法〕 メーカー、販売店、産業廃棄物処理業者



資源物

リサイクルできる資源物の分け方、出し方、出し先について説明します。回収を業者依頼する場合、P10の収集運搬許可業者と直接契約が必要になります。

ガラスびん、飲食用缶【処理施設への搬入はできません】

種類（分け方）	出し方（参考例）	出し先（処理業者等）
ガラスびん 	キャップをはずしてください。 洗浄してください。 ※繰り返し使えるびん（一升びん、ビールびんは販売店に返してください。）	資源回収業者
飲食用缶 	洗浄してください。	資源回収業者

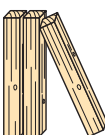
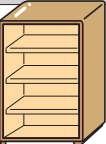
古紙類【処理施設への搬入はできません】

種類（分け方）	出し方（参考例）	出し先（処理業者等）
段ボール 	白い紙ひもで束ねてください。 宅配伝票は取り除いてください。	資源回収業者
新聞・チラシ 	白い紙ひもで束ねてください。 折込みチラシも一緒にしてください。	
雑誌・カタログ等 	白い紙ひもで束ねてください。	
シュレッダー紙 	単独で、ポリ袋に入れてください。	
OA紙 	白い紙ひもで束ねてください。 量が少なきときは雑紙と一緒にしてください。	
雑紙 （メモ用紙、紙箱、紙袋、はがき、封筒、包装紙等） 	出し先（処理業者等）と相談してください。	

- 注意
- ファイルの金具やクリップ等紙以外のものが混入するとリサイクルの支障となりますので必ず取り除いてください。
 - 油や汚水等で著しく汚れたもの等のリサイクルできない紙は「可燃ごみ」として処理施設に出してください。
- 【リサイクルできない紙類の例】
- ティッシュペーパー、臭いのついた紙、ワックス加工した紙、油紙、感熱紙、アルミ加工紙、ビニールでコーティングされているもの、防水加工紙、圧着はがき、カーボン紙、アイロンプリント紙、写真、切符、ロウ付き段ボール等。
 - リサイクルの可否が分からない紙類は出し先（処理業者等）に相談してください。

注意 ガラスびん、飲食用缶、古紙類が最上広域市町村圏事務組合処理施設に搬入された場合は、持ち帰っていただきます。

木くず類（一般廃棄物）【できるだけリサイクル】

種 類 (分け方)		出し方 (参考例)	出し先 (処理業者等)
廃木材 	木製家具類 	出し先 (処理業者等) と相談してください。	一般廃棄物収集運搬業者
伐採木 	枝葉 		

注意

- 「木くず類以外の廃棄物等」を混入しないでください。
- 建設廃棄物、木製パレットは、産業廃棄物の「木くず」に該当しますので、産業廃棄物として適正に処理してください。
- リサイクルできない一般廃棄物に該当する「木くず類」は、長さ70cm以下、太さ15cm以下にして「可燃ごみ」として最上広域市町村圏事務組合の処理施設に出してください。

食品系廃棄物（一般廃棄物）【できるだけリサイクル】

種 類 (分け方)	出し方 (参考例)	出し先
食品系廃棄物 	出し先 (処理業者等) と相談してください。	一般廃棄物収集運搬業者
注意 ●リサイクルの可否は、直接処理業者等に相談してください。 ●「水分」はできるだけ除いてください。 ●「食品系廃棄物以外の廃棄物」を混入しないでください。 ●食料品製造業等から排出される原料くずを含む食品系廃棄物は、産業廃棄物の「動植物性残さ」に該当しますので産業廃棄物として適正に処理してください。 ●リサイクルできない一般廃棄物に該当する食品系廃棄物は「可燃ごみ」として最上広域市町村圏事務組合の処理施設に出してください。 ●コンポスト等を活用し、資源化に努めてください。 ●食品系廃棄物は食品リサイクル法により再生利用することが求められています。		

廃プラスチック類、ペットボトル(産業廃棄物)のリサイクル

事業活動に伴う廃プラスチック類、ペットボトルは産業廃棄物（P1 参照）として適正に処理されれば法律上の義務を果たしたことになりますが、事業者の皆さまには「循環型社会」の構築に向け、さらなる取り組みが求められています。近年原油価格が高騰する等、廃プラスチック類は重要な資源になりつつありますので、リサイクルの推進にご協力をお願いします。

種 類 (分け方)	出し方	出し先 (処理業者等)
発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装等	出し先 (処理業者等) と相談してください。汚れが付着している場合は洗浄してください。	産業廃棄物収集運搬業者 廃プラスチック類リサイクル業者等
ペットボトル	出し先 (処理業者等) と相談してください。汚れが付着している場合は洗浄してください。	産業廃棄物収集運搬業者 ペットボトルリサイクル業者等

※魚箱はたんぼぼ作業所へ(NPO法人たんぼぼ作業所では魚箱処理を受けています【☎23-8556】)

3Rの実践をお願いします!

3Rとは、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つの頭文字をとったものです。3Rに取り組むことで廃棄物の減量、処理費用コスト削減、CSR（企業の社会的責任）の向上など事業者にとってもメリットがあります。

循環型社会形成のために事業者の取り組みも求められています。できるところから実践しましょう。

(1) リデュース（発生抑制）

リデュースとは、廃棄物の発生自体を抑制することです。

- ①ごみになるものを買わない・もらわない。
・包装材削減等も発生抑制につながります。
- ②レンタル品・リース品を活用する。



(2) リユース（再利用）

リユースとは、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。

- ①不用になった事務用品を他部署で再使用する。
- ②リユース食器等を使う。
・使い捨てのコップ、割りばしなどの排出削減ができます。



(3) リサイクル（再生利用）

リサイクルとは、原材料として再び利用することです。

- ①資源物の分別を徹底する。
・雑誌やシュレッター紙もリサイクルできますので、事業所内での分別を徹底してください。



大切な資源 ゴミにしないで リサイクル

関係法令

■法律：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
 - 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

最上広域市町村圏事務組合による処理施設

●可燃ごみ

エコプラザもがみ

住所：鮭川村大字川口字泉川前山2756-27 ☎0233-22-3838

開場日時：月曜日～土曜日 8:30～16:00

休 場 日：日曜日と年末年始（12月31日～1月2日）

料 金：140円／10kg（H30. 4時点）

●不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ

リサイクルプラザもがみ

住所：舟形町富田字桧原沢3471-31 ☎0233-32-2042

開場日時：日曜日～金曜日 8:30～16:00

休 場 日：土曜日と祝祭日及び年末年始（12月31日～1月2日）

料 金：140円／10kg（H30. 4時点）

注意事項

注意1

排出するときは、排出する事業場を収集区域とする許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、最上広域市町村圏事務組合の処理施設へ自己搬入してください。

また、原則として分別して透明な袋に入れてください。（最上町・大蔵村・鮭川村は、指定された事業系ごみ袋を使用してください。）

注意2

事業系廃棄物は、ごみステーション（集積所）には出せません。

産業廃棄物・事業系一般廃棄物ともに、事業者の自己処理責任に基づき処理することになっています。

違法・悪質な不用品回収業者には出さないでください。

『電化製品からバイク、たんすなどの不用品を引き取ります。』と宣伝しながら、軽トラックなどで不用品を回収してまわっている業者がありますが、こういった業者に処分を依頼し、高額な料金を請求されたという苦情や相談が、数多く寄せられていますのでご注意ください。

【具体例】

●「無料と思って呼び止めたら、後で有料と言われた」

●「無料と思って頼んだら、車に積んだ後で高額な料金（数万円）を請求された」

●「呼び止めて現物を見てもらい、値段を聞いたところ高額だったので、断ったら相手の態度が急変した」

環境省
Ministry of the Environment

最上管内市町村一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者一覧

平成30年4月1日時点

市町村						業 者 名	所 在 地	電話番号	許可区分			
新 庄 市	金 山 町	最 上 町	舟 形 町	真 室 川 町	大 蔵 村	鮭 川 村	戸 沢 村		運 収 搬 業 集	処 分 業		
●	●	●		●	●	●	●	マルミツ産業株式会社	新庄市大字福田字福田山711番地162	0233-22-0896	●	
●		●	●	●		●	●	株式会社殖成興産	戸沢村大字角川311番地	0233-73-2231	●	
●	●			●		●	●	株式会社マルコウ環境	真室川町大字新町781番地の9	0233-62-3129	●	
●			●		●	●		株式会社新庄清掃	新庄市十日町1240番地	0233-23-0674	●	
●					●			有限会社最新清掃興業	新庄市金沢1807番地	0233-22-2822	●	
●		●						有限会社エコシラカワ	最上町大字東法田116-4	0233-43-3825	●	
				●		●		しらゆり清掃	真室川町大字平岡985-4	0233-62-4028	●	
新 庄 市						公益社団法人 新庄・最上地域シルバー人材センター	新庄市大手町2番60号	0233-22-3065	●			
						堀江商店	新庄市大手町5番28号	0233-22-6530	●			
						西山商店	新庄市金沢2148番地の1	0233-22-1747	●			
						鈴木商店	新庄市十日町5868番地	0233-23-0182	●			
						新庄の便利屋	新庄市末広町10番26号	0233-22-2260	●			
						株式会社柿崎重機	新庄市若葉町20番14号	0233-32-8055	●	●		
						奥山商店	新庄市鉄砲町3番39号	0233-22-0768	●			
						株式会社モリヤ	東根市大字東根甲5996番地	0237-43-3612	●			
						株式会社テーピーエス企画	東根市大字羽入字向野1060番1	0237-49-1988	●			
						グリーンリサイクル株式会社	宮城県黒川郡富谷町成田9丁目3番地5	022-713-3841	●			
						バイオソリットエナジー株式会社	新庄市大字福田字福田山711番地162	0233-26-2810	●			
						特定非営利活動法人たんぼぼ作業所	新庄市堀端町7番40号	0233-23-8556	●	●		
金 山 町						社会福祉法人 友愛の里 友愛園	新庄市大字仁間字野際285	0233-23-4516		●		
最 上 町						有限会社今井清掃	金山町大字金山384番地3	0233-52-2261	●			
						有限会社最上清掃社	最上町大字向町97	0233-43-2375	●			
						株式会社大場組	最上町大字志茂277-6	0233-44-2424	●			
						有限会最上ケーエス	最上町大字向町2952-2	0233-43-2507	●			
						株式会社大沼工務店	最上町大字月楯262-3	0233-43-2588	●			
						株式会社最上クリーンセンター	最上町大字東法田928	0233-43-4710	●	●		
舟 形 町						有限会社中川衛生社	舟形町舟形646番地3	0233-32-2155	●			
						有限会社舟形清掃	舟形町富田332番地2	0233-32-3007	●			
						二戸 春和	舟形町長沢7411番地1	0233-32-3504	●			
真室川町						舟生 昭博	真室川町大字及位76-8	0233-66-2538	●			
大 蔵 村						早坂清掃	大蔵村大字清水1510	0233-75-2793	●			
鮭 川 村						矢口商店	鮭川村大字川口1789	0233-55-2394	●			
						最上共同クリーン株式会社	鮭川村大字川口4382-7	0233-55-3846		●		
戸 沢 村						佐藤鉄工所株式会社	戸沢村大字古口373番地	0233-72-2522	●			
						T Y C 株式会社	戸沢村大字神田813番地7	0233-72-9566	●			

※処分業について、許可されている処分品目は業者によってこととなります。依頼する際に処分品目をご確認ください。

資源回収業者一覧

資源回収業者	無料取引品目				所 在 地	電話番号
	古紙	古布	金属	塗料缶類		
奥山商店	●	×	●	●	新庄市鉄砲町3-39	0233-22-0768
有限会社白旗解体店	×	×	●	●	新庄市鳥越字熊の沢1498-1	0233-23-1597
白旗スクラップ商会	×	×	●	●	新庄市鳥越2696-5	0233-23-5635
山形故紙回収株式会社	●	●	●	×	新庄市十日町1485-1	0233-23-5321
堀江商店	●	×	●	×	新庄市大手町5番28号	0233-22-6530
西山商店	●	●	●	●	新庄市金沢2148番地の1	0233-22-1747
鈴木商店	●	●	●	●	新庄市十日町5868番地	0233-23-0182
鈴木商店	×	×	●	●	金山町大字金山911番地6	0233-52-7351
空き缶リサイクルセンター	●	×	●	●	大蔵村大字赤松2089-2	0233-75-2464
柿崎商店	×	×	●	●	大蔵村大字南山68-8	0233-75-2236

※資源回収は事前連絡および自己搬入が原則です。また、出し方を確認し適切に出してください。

※塗料缶類は中身を使い切った物のみ対象です。

9

10

新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進協議会

新 庄 市 環 境 課	〒996-0085 新庄市沖の町10-37 第2庁舎 TEL.0233-22-2111 FAX.0233-23-6760
金 山 町 環 境 整 備 課	〒999-5402 最上郡金山町大字金山324-1 TEL.0233-52-2111 FAX.0233-52-2004
最 上 町 町 民 税 務 課	〒999-6101 最上郡最上町大字向町644 TEL.0233-43-2111 FAX.0233-43-2345
舟 形 町 住 民 税 務 課	〒999-4601 最上郡舟形町舟形263 TEL.0233-32-2111 FAX.0233-32-2117
真 室 川 町 町 民 課	〒999-5312 最上郡真室川町大字新町127-5 TEL.0233-62-2111 FAX.0233-62-2731
大 蔵 村 健 康 福 祉 課	〒996-0212 最上郡大蔵村大字清水2528 TEL.0233-75-2111 FAX.0233-75-2231
鮭 川 村 住 民 税 務 課	〒999-5292 最上郡鮭川村大字佐渡2003-7 TEL.0233-55-2111 FAX.0233-55-3269
戸 沢 村 住 民 税 務 課	〒999-6401 最上郡戸沢村大字古口270 TEL.0233-72-2111 FAX.0233-72-2116
最上広域市町村圏 事 務 組 合 業 務 課	〒996-0077 新庄市城南町5-11 TEL.0233-22-2674 FAX.0233-22-1038
最上総合支庁環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL.0233-29-1286 FAX.0233-23-2620

2018年3月発行



この印刷物は環境にやさしい植物油インキ
と再生可能な紙を使用しています。